

# コンサルティングサービス利用約款

決に関すること

## 第1条（利用約款の適用）

- 本約款は、ユーザーと住友電設株式会社（以下「当社」という）の間のサイバーセキュリティワンストップサービス利用契約（以下「本契約」という）に基づき、ユーザーが当社の提供するサービスのうち、コンサルティングサービスを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とする。
- ユーザーは、コンサルティングサービスの利用にあたり本約款を遵守するものとする。

## 第2条（約款の変更）

- 当社は、本約款を随時変更することができる。なお、この場合は、変更後の新約款を適用するものとする。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、事前にユーザーに対して通知を行い、当社が指定するウェブサイト（<https://www.sem.co.jp/inet/solution/csos/>）に掲載することにより、変更後の新約款の内容をユーザーに通知するものとする。

## 第3条（利用範囲）

ユーザーは、別途定める利用内容の範囲において、コンサルティングサービスを利用できる。

## 第4条（禁止事項）

ユーザーは、コンサルティングサービスの利用につき、当社の書面による承諾なく、次の各号をしてはならないものとする。ユーザーが次の各号の一に違反した場合、当社はユーザーに対して、当該違反に関する通知とともに是正するよう求めることができる。当該通知受領後10日以内にユーザーが当該違反を是正しない場合、当社は、直ちにコンサルティングサービスの利用の全部又は一部を停止できるものとする。

- 本契約以外での利用及び第三者に対する再利用の許諾
- コンサルティングサービスに関する関連資料の譲渡、転貸、その他処分行為
- 第三者になりすましてコンサルティングサービスを利用する行為
- コンサルティングサービスを違法な目的で利用する行為
- 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- 当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、または不利益を与える行為
- 当社が別途定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法又は当社が通知するコンサルティングサービスの利用上の制限事項に違反する行為
- コンサルティングサービスの提供及びその他当社の事業運営を妨げる行為

## 第5条（保証及び免責）

- 当社は、コンサルティングサービスに関して、信頼性、適時性、品質、特定目的への適合性、正確性、完全性等について保証しないものとする。
- 当社は、コンサルティングサービスに関して、次の各号について保証しないものとする。
  - ユーザーからの問合せを遅滞無く受け付けること
  - コンサルティングサービスの提供をもって、ユーザーの問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を行うこと
  - コンサルティングサービスの提供をもって、その提供内容に関するユーザーの完全な理解を醸成すること
  - コンサルティングサービスの実施者の説明に基づいてユーザーが実施した結果（成果物を含むがこれに限られない）に関すること
  - コンサルティングサービスの実施者の説明に基づいてユーザーが実施した作業に伴い生じるユーザーに支払義務が発生する通信料金等の債務、並びにユーザーの被害を負担すること
  - ユーザーがコンサルティングサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合における責任及びその解

## 第6条（存続条項）

本約款第2条、第4条及び第5条の規定は、本契約の終了後も引き続き有効に存続するものとする。

## 第7条（提供区域）

コンサルティングサービスの提供区域は、日本国内とし、使用言語は日本語とする。

制定日：2024年4月1日

（以下、空白）